

文久三年八月に於ける七藩の直奏に就いて

文學士 松 野 遵 崇

文久三年八月に起された政變の直接の原因をなした大和行幸攘夷親征の議に關する因州、備前、米澤、阿波等七藩の直奏について少しく述べてみよう。

長藩では文久元年の末頃から自藩の手で公武の融和を圖らうと試みて居つたが、翌二年五月頃になつて從來の方針を變更して過激なる攘夷論を標榜して時局に臨まうとし、藩主父子も上京して大に其の宣傳を行ふやうになつた。其の頃は諸國から志士浪人が多く京都に入り込んで居り、それ等は概ね幕府に對して反感を懷いて居つたものであるから、長藩が今幕府の好まぬ過激なる攘夷論を宣傳するのを聞いて喜んで之れに附和雷同し、爲

めに京都に於ては其の論が驚くべき勢を以て弘まり、朝紳中に於ても三條實美、姉小路公知等の少壯の輩は急ち其説に動かされて廟堂に在つて彼等と謀を通ずるやうになつた。

攘夷論が盛んとなるに従つて御親征の論が興つて來たのであるが、之れは文久二年四月に討幕の計畫を廻らして伏見寺田屋に於て薩藩の爲めに襲撃せられた浪士の殘黨である筑後人眞木和泉の主張に係るもので、長藩の世子毛利定廣は此の議に依り文久三年二月—幕府が朝廷よりの督促に依り已むを得ず攘夷期限を四月二十三日と定めた後間もなく—朝廷に建白書を奉り、今般非常の宸斷を以て外夷を掃攘し國威を海外に耀かさうと思召す

に就いては、必竟御親征をも遊ばされなくてはならぬ御時勢と恐察致します。嘉永癸丑以來度々伊勢賀茂石清水へ攘夷安民の御祈願を遊ばされたこととでありますから、此度攘夷期限を御決定に成りました上は、早々奉幣使を御發遣あらせられたく就中賀茂社は御間近き所にありますから非常の御破格を以て御社參遊ばされたく、且つ泉涌寺へも御參詣遊ばされて御代々の叡靈に御報告遊ばされなくては相濟まぬ儀と存じます。さすれば其の事が御親征の基本となつて、諸臣等は鳳輦の餘光を仰いで如何計りか感奮興起致すこととありませうし、攘夷の御大業は之より立つと思ひますから偏へに此の儀を嘆願仕りますと言上し、三月にも重ねて建白書を奉つて、天下の士氣を鼓舞する爲め男山にも行幸あらせられたいといふことを願ひ出でた。當時朝廷に於ては三條實美が長藩の後援に依つて勢力を有して居つた際であるから、是等の

建言は直ちに採用せられて、三月十一日には孝明天皇は賀茂社に行幸あらせられ、翌四月十一日には男山に行幸あらせられるに至つた。當時將軍家茂は上洛して居つたから兩度共行幸の供奉を命ぜられたが、男山行幸の際には社前で將軍に攘夷の節刀を賜はる計畫であり、且つ容易ならぬ風説があつて形勢が甚だ面白くなかつたから、將軍は俄かに病と稱して供奉を辭し一橋慶喜をして名代たらしめたが、慶喜も亦途中で腹痛が起つたと稱して社前へ行かなかつたから、節刀授與の御儀は遂に行はれなかつた。それ故此の事を圖つた攘夷論者は固より、之れを聞いた志士浪人は當日の幕府の態度を以て不臣の極みであるとして幕府に對し盛んに攻撃の舌鋒を向けた。

曩きに（本年二月）幕府は朝廷よりの督促に依り攘夷期限を四月二十三日と定めて奏上したが、四月二十日頃に至り、事情已むを得ないものがある

るとて其の期限の延期を請ひ、之を五月十日に變更した。それで長藩では其の期日を待つて居つたところ、恰も當日に米國の商船が下關海峡を通過したので早速之を砲撃し、尋いで佛蘭西、和蘭の船艦をも砲撃して攘夷の先鞭を著けたので、事務局が愈々切迫して來た。茲に於て朝紳中の滋野井實在、東園基敬、四條隆誥、壬生基修、錦小路頼徳、澤宜嘉の六卿は七月六日に連署の建白書を奉つて、方今時勢益々切迫し、既に長州に於ては兵端が開かれ、攝海へも時々外艦が乗入つて、何時大舉襲來するやも計られない折柄、幕府に於ては攘夷の勅命を御受けしなから兎角因循してゐるのは臣等の苦心に堪えぬところでありませう。逆も幕府へのみ御命じになつて居つては叡慮の貫徹する期無く遂に外夷の正朔を奉ずるやうに成り行くぞ存じますから、何卒斷然聖策を定められて親征の儀を天下に布告せられたく存じますといふ事を願ひ出た。(1) 斯く

の如き有様で長藩其他の志士浪人、及び一部朝紳の間に於て攘夷親征の論が益々高唱せられたが、此の論の裏面には幕府討伐の計畫が潜められて居つたのは事實である。斯かる際、因州、備前、米澤、阿波、近江大溝、肥前新田、因州新田の七藩殊に因備、米、阿、の四藩は朝廷と幕府との間に立つて親征といふ事に對して一方ならぬ憂慮をしたのであつた。七月十一日に因州松平(池田)慶徳より水戸一橋兩中納言に宛て、出だした書狀⁽²⁾には「當秋京師御守衛の命を蒙り六月二十七日に上京し、去る三日に參内し、其後、七日に參内して以來、度々御親征御布告の事に就き御下問を蒙つたが、御親征といふ事になれば鳳輦の向はせられる所は何れの地方であるか測り知られず、實に容易ならぬ事であるから段々と建言し、暫し御猶豫遊ばされたいと申上げて置いた。尤も叡慮の貫徹しないことは重々恐入る事であるから、先づ觀(監以下同じ)

察使を遣はされた後に御親征の御布告が有つても遅くはないと思ふから觀察使の事を關東へ御沙汰に成るやう建言しやうと思ふ。若し此儀を御採用になつて愈々觀察使を下される場合となつても幕府が攘夷の處置を行はず却て天使を拒むやうなことがあつては徳川家は其日限りとなつて御同様悲歎の至りであるから何卒速かに夷慮の巢窟たる横濱を掃蕩する良策を廻らして斷然たる處置を執られたく、兩卿が御同意なれば觀察使の儀を建言しやうと思ふが、御不同意なれば已むを得ず御親征の命を奉ずるの外なく、さすれば容易ならぬ事となり、若しも攘夷の手始として幕府討伐の命でも下つたならば臣は其れを奉じなければ違勅の名を蒙り、奉ずれば幕府に對して弓を引く事となり進退に窮する次第であるから、何卒臣の心中を憐み且つ時勢を洞察して果斷の處置を執られたく願ひ奉る。との旨が書れてゐる。之に對し兩中納

言は如何なる返事を出だしたかは明かでないが、問もなく(亥七月さあつて日附は無いが、右の十一日)廣徳は觀察使の事につき朝廷に建白書を奉つた。其の大意は「當節形勢が切迫して參つたとは申しながら、未だ御親征の機會では無いと存じます。若し夷賊が近畿及び邊境を窺ふやうなことが有れば幕府は拒戦の術を盡すは勿論、公卿及び諸侯の將略ある輩に詔を下して鏖戦の術を盡さしめられ、猶ほ敗勢多き時は親王方を將帥に任せられ、其上にて御親征遊ばされるのが順序であると考へます。若し御見留もあらせられずに輕々しく親征を仰出だされ詔勅屢々信を失ふ時は、下の人心上を疑ひ、遂には皇權皇威を損するばかりでなく畢竟天下億兆の心を御失ひ遊ばされる事と存じます。大樹は已に歸城致しましたから、(將軍は六月九日京都を發して大坂に赴き、同十三日大坂を發して海路江戸)關東に於て攘夷の計策は追々と定めることゝ思ひますので、關東の儀は先づ其儘に差置

かせられ、中國四國の緊要なる諸港へ觀察使を御遣はしに成り、奏聞を遂げて速に其の賞罪を御糺し遊ばさるれば乃ち御親征同様にて、朝威は益々盛なることと思ひます。吳々も何事に依らず朝議を盡させられ、一旦御布告に成つた事は必ず御仕遂げに相成るやう仰ぎ願ふところであります」といふのである。其の所論は至極尤もなものであつたが、長州一味の者の勢力を振つて居つた當時の廟堂では容易にそれを採用すべくもなかつた。

其後十數日を経た八月九日慶徳より右大臣二條齊敬に宛てた書狀⁽³⁾には、昨日關白よりの召命により米澤少將(齊憲)と阿波侍従(茂韶)の兩人が參殿したところ(因州と備前をも召したが此二人は所勞の故を以て御斷りしたのである)主上には御親征の儀は未だ其の場合とは思召されない、假令關白始めより如何ほど申立てるとも御採用には成らぬ。其代りに中川宮を鎮撫將軍として九州へ下向せしめられることに御決定に成つた旨を仰出だ

されたから心得の爲めに達して置くこの事であつたと有る。それから間も無い事であらうが月日不詳の米澤少將より備前侍従(池田茂政)宛の書狀⁽⁴⁾には、昨日關白第へ參つたところ、中川宮は鎮撫將軍の儀を御斷り申上げられた。夫につき昨日兩役參政等より、叡慮であるから是非とも御請け申上げられたいと宮へ申上げたけれども、宮は、御親征を仰出だされたならば其の先鋒を勤めたいと申された。それ故、兩役始めも又々親征論者に成つた様子であると告げられたと書いてある。

かやうな状態で御親征の事は容易に確定しなかつたのである。それで主上は御熟考の末、親征行幸の可否を因、備、米、阿の四藩の評決に御一任あらせられやうと思召した様子で、八月十二日に右大臣二條齊敬は因幡中將池田慶徳に書狀を送つて、⁽⁵⁾「御親征行幸の事は過日來御内定の趣とは又々少々模様替りになるやうである。就ては一兩日

中に貴官始め四藩を宮中に召されて御前に於て御書付を以て、親征行幸の事は可否何れ其四藩へ御任せになるから然るべく相談を取極めて言上せよとの旨を仰出だされるから、其際貴官に於ては兼ての御内命を差含んで、右の仰を蒙つたならば即座に、斯く御任せに相成るからには、四藩が評決して言上するまでは關白始めから聊にても御差出がましき事又は模様替りなどの御沙汰が無いやうにして御貰ひ致したいと強硬に御答へを申上げるやう、極密に通じて置けとの御内命であるから左様心得て置くやう、尙ほ備前守(池田茂政)へも内密に此旨を申し含んで貰ひたい」と告げ知らせて來た。

慶徳は、豫てから御親征は御好みあらせられぬといふ叡慮を伺ふて居り、又鷹司關白からも慶徳等詰合の者四人に大和行幸御親征の儀は御取止めになるやうに周旋して貰ひたいと内談が有つたの

であるから⁽⁶⁾慶徳は此の書状を受けて早速備前池田茂政と密議し、即日兩人連名で右大臣に返事⁽⁷⁾を出して、過刻の御密書謹んで拜見致し御内命の趣委細承知致しました。親征行幸を遊ばされるには及ばぬやう死を以て議論を盡しますから、恐れ乍ら叡慮を安んぜさせられるやう御内奏を願ひます。時宜に依り明日早朝參殿致し巨細言上致しますが兩人の考へでは左のやうに勅命を下されましたならば甚だ結構と存じますから何卒御内奏を御願ひ申します。朕先年來毎々申聞ける通り日夜攘夷の宿念忘れ難く、之に依り大樹へも委細申含めたが御請けをするのみで今に實效が擧がらぬのは不審の至りである。始終の宿念であるから早々遵奉すべき筈であるのに右の如く遷延して居るのは甚だ不都合の至りで遂には違勅となるを免がれない。之に依つて中川宮を鎮撫將軍として九州へ發遣したいと思ふが、宮は固く辭退をしたから此上は朕が親

ら干戈を執り衆人に先立つて國體を辱めた罪を神宮以下歷祖に謝し、尋いで神州の人心を振起さうと思ふのであるが、親征の儀は容易ならぬ事であるから武門の存意を聞きたく、親征に一決した上は男山八幡へ參籠して軍議を定めやうと思ふから、各々可否を腹藏なく申述べよ。右の趣に御下問を蒙つたならば、私等は「親征とまで思食立たせられましたことは重々恐入つた事であります。

」りながら武臣共が未だ其の職責を盡さない以前に御親征あらせられる事は御早計のやうに存じますから、其儀は暫らく御猶豫遊ばされたく存じます。就ては此際私等に關東へ下向することを御命じ下さいましたならば早速罷り下つて、大樹を強く説得致し、早々攘夷の確證を顯はして横濱を掃攘するやうにさせます。大樹が若し私等の言ふ所を用ひなかつたならば、私等は死力を以て横濱鎖港の端緒を打開きます。それ故、假令三公諸卿が

言上仕りますとも親征行幸の儀は私等が復命するまでは斷然御見合せを願ひたう御座います。この旨を御答へ申上げ、御聽許あらせられたならば私等は早々東行致し必死の努力を以て叡慮を安んじ奉るやうに致します、と述べ、追書には「私等が死するまでは行幸の儀は御止め申上げます」「必々行幸は止め奉る心意であります」と書いて居る。

ところが翌日になつて朝廷から急に詰合であつた鳥取池田(松平相模守)慶徳、米澤上杉(彈正大弼)齊憲、備前池田(松平備前守)茂政、阿波蜂須賀世子(淡路守)茂韶、及び近江大溝分部(若狹守)光貞、肥前新田松浦(豊後守)修、因州新田池田(松平伊勢守)仲立等に參内すべき旨を命せられた。慶徳等は此の日の御召は昨日の右大臣の書狀の趣とは少しく様子が變つて居ることを知つた。けれども今日御召になつたのを幸ひ、四藩の外に三藩

をも加へて是非とも御親征の不可を奏上しやうと思ひ參内前に急に七名は協議を行ふて今日は相共に決死の覺悟で是非とも御親征をやめさせられるやう直々に建言しやうと約し午前十一時頃に參内したところ、やがて一同は小御所に召出だされ御下段に於て議奏傳奏參政等の諸卿列席の上、廣橋大納言より書取を以て「此度攘夷の御祈願の爲め大和國に行幸あり、春日に御逗留あつて御親征の軍議を遊ばされ、其の上、伊勢神宮へも行幸の旨、宸斷を以て仰せ出だされた」旨を申渡された。慶

徳等は或は斯かることも有らうかと内心豫期せぬではなかつたから左程驚きはしなかつたが、是非とも御親征を阻止しやうと決心して參内したことであるから如何にもして此の儀を翻へさねばならぬと思ひ、申し述べるには、「仰せ出だされた事を彼是と申上げるのは重々恐入る事でありませぬれども、右御親征の儀は容易ならぬ御事で、殊に

此頃世上騒々しい折柄、遠く宮中を御離れ遊ばされることは恐入る事でありませぬから、是非とも御沙汰止みを御願ひ申し上げたく、今日は其事につき一同決死の覺悟で參内したのでありますから何卒龍顏を拜し、御前に於て建言仕りたく存じます」と申し立てたところ、列席の諸卿は大に驚いた様子で、何の返答も無かつたから、強ひて願ひ奉る旨を申述べて置き、一先づ諸大夫の間へ引下がつて御沙汰を待つて居つた。さうすると漸く日暮頃に至り傳奏衆より、小御所に於て御對面遊ばされる旨を告げて來たので一同直ちに其所へ罷り出たところ、御中段まで進むことを許された。やがて諸卿も出座し、主上は出御されましたので慶徳が伏奏するには「此度陛下が御親征遊ばされるやう御決斷遊ばされましたのは、誠に神武の御國體に於て有り難い御事で御座りますが、併し乍ら武門が未だ其の職責を盡さない内に御親征を思召し立

たせられましたのは日本一體に攘夷の決心を爲さしめやうとの深い思召とは拜察致しますが、尙ほ其の時機では無いと思ひます。就ては私等一同が死を以て御願ひ申上げます事は、私等を之より直ちに關東へ御遣はし下されたく、さうすれば飽くまで將軍を説得して攘夷の叡念を奉ずるやうにさせます。若し將軍が私等の言を用ひなかつたならば私等は勅命を奉じて外夷の巢窟を破壊致したく(八月廿一日の上杉家書狀には横濱の夷館を燒討して復命致します書いてある。之と同じ意味であらう)其上私等の力の叶はぬ時に於て初めて御親征あらせられても決して晩くはありませぬ。何卒御先鋒と思召して私等を關東へ御遣はし下されたく、切に御願申上げます」と言上に及んだところ、主上には御懇ろな御言葉を下し賜はつたけれども親征を御見合せになる事に就ては一切御許しが無かつた。それで慶徳は尙も奏上しやうと思ふたけれども叡慮には親征を御見合せになりたい思召があらせられて

も列座の堂上の横暴に僻易あらせられて固く親征の儀を主張あらせられる御體にて思召の儘を御發言遊ばされ兼ねて居られる御様子に拜せられたので此上強ひて奏上するのも恐れ多いことであると思ふて已むなく引下つた。そうすると間もなく關白は重ねて一同を小御所に召して「皆の者の決心の程を申し立てた段は叡感あらせられる、就ては近日中に御暇を下されるから、早々關東に赴いて攘夷の叡旨を奉ずるやう盡力するがよい。御親征の儀及び中川宮御西下の事は宸斷を以て仰せ出されたのであるから今更御變更はあらせられぬ。たとひ今後幾度言上に及ぶとも決して御採用にならぬから左様心得られよ」と申し渡したので一同は大に落膽して退出した。此日七名は此の建言の爲めに宮中で徹夜したといふ⁽⁸⁾のを見ても其の決心の程がわかるのである。然るに折角の苦心も空しく水泡に歸したので、右の七名は宮中より退出後

直ちに、昨日臣等過當僭越の儀を奏上し奉りましたのは、誠に恐懼の至りでありますとて進退伺を出した⁽⁹⁾。けれどもそれは神州の爲め誠忠を以て申上げたことであるから其儀に及ばぬとの御沙汰であつた。⁽¹⁰⁾ それで翌十五日には更に慶徳、茂韶齊憲、茂政の四名は連署して國事參謀の辭表を提出したが、それは直ちに受理せられた。⁽¹¹⁾

此の十三日の直奏は、因備米阿の四藩だけであつたやうに記されてゐるものが多い。即ち中山忠能日記文久三年八月十五日條、伊達宗城在京日記同年十一月四日條記載の因州安達清一郎談話、『毛利敬親事蹟』所載、同年八月廿一日の上杉家書狀等である。けれども鳥取池田家文書所收の同年八月十七日池田慶徳より一橋中納言に宛てた書狀には前記七藩の名を記し、又同文書所收の八月十四日附、直奏に就いて提出した進退伺にも七藩が連署し、其の儀に及ばぬとの御沙汰書も右の七名宛

に下されて居るから、七藩の方が事實であつたのである。

斯くて八月十七日に慶徳は一橋中納言宛に書狀⁽¹²⁾を出して十三日に於ける直奏の情況を報じ、此の上は一刻も早く攘夷の處置を立て、外人掃攘の勳功を奏せられたく、其時には朝廷の儀は又盡力の致し方もあらうと思ふ、何分近頃の京都は浮浪の徒が日々斬殺傷害放火等を行ひ亂暴狼藉絶えない有様で實に恐れ入る次第である、何卒攘夷の儀は一途に御成功ありたく、何れ遠からず發足するから其節は萬々申上げるといふことを申し送つた。此間に一方に於て中川宮、薩藩等の間に過激派公卿等掃蕩の密謀が策せられ、遂に同月十八日の早朝に至つて所謂八月十八日の政變が起されて、御親征の儀は全く御沙汰止みになつたのであつた。此の政變は主として中川宮の奏上に依り聖斷を以て行はれたのであるが、愈々聖斷を遊ばされるに

就ては此の因州等七藩の御親征に就ての直奏が與つて力あつたことと思ふ。中川宮に今夜斷然處置せよと仰せ下された宸翰に、宮も薩藩も此事に關係するのは宜しくない、因州と會藩(京都守護職)とに取計らはせよと宣はせられたと云はれてゐる事⁽¹³⁾に依つても其邊の事情が窺はれるのである。

鎌倉時代に於ける吏僚生活の一面

櫻 井 秀

鎌倉時代に於ける京洛の吏僚生活を考ふるるとき種々の興味ある事實を見出し得べし。然れどもそのすべてを説かんには、多くの紙面を要するを以て、今はたゞその一部を窺はんと欲す。

當代の公卿及その下僚について少しく定員—法制上の規定なると、實際上の慣例なることを問はず—を検し、前代と對照するに著しき人員の増加を認めむべし。⁽¹⁾ 左に二三の實例をあぐれば、先づ官職祕抄の卷下に、左右近衛府の定員過剩なることを

註1 鳥取池田家文書第一、近衛家書類第一、2 安達清風日記文久三年八月廿四日條、3 4 5 7 鳥取池田家文書第一 6 伊達宗城在京日記、文久三年十一月四日條、8 鳥取池田家文書第一、文久三、八、十七、池田慶徳より一橋中納言宛書狀、9 10 11 12 鳥取池田家文書第一、13 伊達宗城在京日記文久三年十一月二日條